

## 第 10 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 30 日（火） 15 時～17 時
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、沼尾委員、吉村委員、吉田委員
- 4 議事次第
  - 1 開会
  - 2 議事
    - (1) 地方消費税の清算基準について
    - (2) 論点の整理について
  - 3 閉会
- 5 議事の経過
  - 事務局より資料に基づき、(1) 及び (2) について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。  
今回、次回の検討会において論点をまとめる予定。

(事務局より資料 1 についての説明)

(以下、資料 1 について質疑及び自由討議)

- 法人事業税の分割基準と消費税の清算基準は、それぞれ事業税は事業活動、地方消費税は消費額を基準としており、税の性格が異なる以上、分割の考え方も異なることを確認できた。

(事務局より資料 2、3 についての説明)

(以下、資料 2、3 について質疑及び自由討議)

※今回は、I「税源の偏在性について」を中心とした。

- 一人あたりの基準財政需要額の表について、税收等で埼玉県と島根県で差が 2 倍である要因は何か。

- まず、埼玉県と島根県では面積の差があり、その分道路延長など島根県は割高になる。また、埼玉県は海がなく、島根県は漁港などの需要があり、その違いもある。人口密度が低く、点在しており、その分行政コスト割高であると考えられる。
- 行政の効率性ということは理解できるが、港湾整備などだけで2.5倍も開きがあるとは理解しがたい。愛知、愛知、神奈川、東京などの大都市の方が一人あたりの基準財政需要額が低いのは行政の効率性以外何があるか疑問。昼間流入人口算定について具体的にどういった数字を使っているのか。
- 算定技術にわたる話になるが、まず都市的形態の高低で分類するが、その高低を測る際にどれくらい昼間流入人口があるのかを要素の一つとして、都市化の程度を分類する。その分類に応じて都市的需要が決算ベースにどれくらいあるのか算定していくのであるが、昼間流入人口分でどれくらいという取り方はしていない。(事務局)
- 一般的に夜間人口で割っている。埼玉の場合は、企業活動に比して夜間人口が非常に多いため、需要に対して割る分が大きくなる。
- 税源の偏在について何を以て比較するか。一人あたりの基準財政需要額というのはミスリーディングであり、留保財源+財源超過額を中心に説明していかざるを得ない。基準財政需要額を超える部分は、偏在の尺度ではあるが、余裕を表してはいないというエクスキューズがなければ、議論になる前に多方面から反発を受ける。ただし、留保財源+財源超過額を使うとしても、人口で割ると昼間人口の少ない埼玉県などは不利になるため、標準財政規模で割ることとしてはどうか。

臨時財政対策債について、最近是不交付団体に発行額を割り当てないような算定に変えてきているが、その取扱が割落としの前後でどう利いてくるかよくわからない。

是正方策について、特別税は導入時法人事業税のみ対象。都道府県と市町村税の法人税割については積極的にというよりはとりあえず事業税でというような経緯があったと思うが、今回は法人税割も含めて検討すべき。次回その点を議論するために市町村民税法人割についてのデータも提供してほしい。

また、地方税制と地方交付税・地方譲与税の役割分担という議論をしていくべき。それぞれの役割に応じて有効に配分するという議論を立てていかざるを得ない。
- 市町村の法人住民税の法人税割も含めたデータについては次回準備する。

臨時財政対策債の発行可能額について、過去に遡って振替前の数字で合わせたが、見方に工夫が必要かというご指摘か。(事務局)

- 臨時財政対策債の振替前後のどちらが偏在の実態を表しているのか自分自身整理できておらず、確認したい。
- 結論からすれば、振替前が妥当と思う。臨時財政対策債なかりせばの基準財政需要額をベースに、統一的に見ることができる。(事務局)
- 不交付団体が臨時財政対策債発行可能額を割り当てられていても実際は発行しないでやっていたので、財源超過額は出ていたのではないかという見方もないわけではない。ただし、過去に現在と同じ臨時財政対策債の発行可能額の配分であった場合にどうであったかの資料の作成は困難。(事務局)
- 地方法人課税とそれに関連する制度のあり方について、最終的にどの範囲まで見直して制度に落とし込むのか線引きをする必要があるのではないか。  
自治体が提供する行政サービスの大きさについて、基準財政需要額はナショナルミニマムに対する需要を測っていて、それを超える部分は裁量的なものにとらえられることがあるが、現実には地財対策で交付税の総額が決まり、地方税収の見通しをもとに、そこから留保財源を除いたものが基準財政収入となって、その総額に合うように後から基準財政需要をつくっている。この点からすると、基準財政需要額より、留保財源と財源超過額で議論するほうが適当ではないか。ただし、留保財源と財源超過額について、これを財源の「余裕」とみるかは立場によって異なるだろう。  
地方全体の財源として活用できる理屈があれば、「余裕」かどうかはともかくこの分を共同税のようなイメージで使っていくことはあり得よう。
- 「地方法人課税のあり方等」の「等」について制限はないが、本検討会は地方法人課税のあり方に焦点を当てているということは共通認識であると思う。したがって、地方法人課税のあり方と関連する限りにおいて、必要であれば、議論することとして進める。
- 論点整理を見ると相反する意見があり、課題の難しさの表れだと思うが、幅広く議論するほうがいいし、その点は評価できる。  
偏在性も見方が多数あるが、形はどうあれ、偏在性があり、それを何らかの形で是正することが大筋である。ただし、税で偏在を是正することが当然となっていることについては疑問を感じる。本来であれば、地方交付税が十分であれば問題にならない。海外においても水平的な財政調整は苦労している。

- 税が何を引き受けるのかという議論をもう少しするべき。緊急避難的な対応で税が調整の役割を担うのか、それとも新しい調整の仕組みをつくるのかはどこかで整理する必要がある。
- 偏在性の問題について、バブルの頃は交付税原資が多くあり、問題にならなかった。総額で財源が確保できない中、それを余裕とするかはわからないが、留保財源分についてもセットで議論するべき。その際、指標は一人あたり税収額ではなく、一人あたりの一般財源や財政力支出の差で見るといふ議論もある。

偏在度をジニ係数で出しているが理由はあるのか。
- ジニ係数と変動係数は同じような動きをしており、データとしてわかりやすく、処理しやすいため使っている。(事務局)
- 都道府県税としての法人二税が主だが、次回以降も固定資産税や社会保険料の法人負担などには踏み込まないのか。
- 法人課税は一般的に法人所得課税を指すのが共通のコンセンサス。住民税は対象となるが、他税目まで議論は広げない。
- 絶対的な基準がない中での議論になると考えると、複数の基準で考えていくのが妥当。留保財源と財源超過額に標準財政規模を組み合わせることも必要。トータルとして税と財政調整の組み合わせを出して、法人課税をどう位置づけるのかという議論になるのが一番望ましいのではないか。
- 水平調整については、とられる側の住民も含めてどのように納得する説明ができるのか、整理すると足りないと感じる。
- 歳入レベルか需要レベル(歳入歳出両方)で考えるかで是正の定義が変わる。交付税制度のない世界においては、歳入で偏在を比較するとなると、人で割返すしか基準がないと思う。日本のように交付税制度がある場合は、需要も考えると、理論的には留保財源+財源超過額が一種の偏在性を参酌できる水準であると思う。

不交付団体からすれば、基準財政需要額が交付団体よりも不利に算定されているという不交付団体からの主張を検討した上で歳入のみで考えれば地方税の一人あたりの額で、歳出歳入を考えれば留保財源+財源超過額で考えるのが公平であると思う。

- 本来是正すべきは財政力の格差であり、歳入と同時に歳出についても考えなければならず、そういう意味で交付税制度についても併せて考えざるを得ない。また、財源超過額まで含めて議論するのであれば、交付税の算定まで踏み込んで議論すべき。税だけでなく、一般財源ベース、さらに国庫支出金も含めて財政全体で考えていくべき。
- 水平調整は、簡単に議論や意見として出るが、それについては慎重な考え方に立って提示していくべき。
- 留保財源+財源超過額というのはそもそも地方交付税の算定を前提にしているため、一人あたり税収や財源で割るのではなく、標準財政規模で割るのでなければ理屈が通らない。その上で留保財源は余裕財源と思われがちだが、そうではない。検討会としても共通理解を持たないと1つの答えにならない。
- 留保財源+財源超過額を標準財政規模で割った資料については、次回提出する。参考資料において税収等の基準財政需要額に対する比率で出しており、分母が基準財政需要で分子が留保財源+財源超過額という構成。標準財政規模にすれば分母に基準財政需要に標準税収入額を足した額になり、分母にも税収が多いことを加味した数字になるため、各団体における必要な一般財源のあるレベルを平等に見ていると言えればこれも一つの数字だとお考えいただきたい。(事務局)
- 税源の偏在性に関わらず、財政力格差などを議論するのは、あくまで法人課税のあり方にかかわって議論していることが重要。事実上議論している地方法人特別課税が作られた際の根拠、目的が税源の偏在性や財政力格差に置かれていたので、避けては通れない問題となっている。これから考えていく地方法人課税のあり方と関わっていくことを念頭に置きながら、まとめていかざるを得ないと思っている。

以上